

福祉タクシーの導入状況について

【バリアフリー化の目標】

平成18年12月に制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が平成23年3月に改正され、福祉タクシーについては、「平成32年度までに、約2万8千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）を導入する。」とされております。

（注） 福祉タクシーとは、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

福祉タクシー車両の推移

年度末	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
寝台専用車	351	312	302	337 (2)	374 (7)	419 (10)	507 (12)	489 (11)	501 (11)	512 (23)	526 (19)	549 (28)
車椅子専用車	382	656 (223)	1,346 (672)	2,315 (1,363)	3,732 (2,051)	5,715 (3,277)	6,353 (3,519)	7,317 (4,077)	7,459 (4,075)	7,698 (4,018)	8,696 (4,416)	9,437 (4,899)
兼用車	1,317	1,371	1,628	1,922 (192)	2,065 (272)	1,762 (74)	2,222 (444)	1,889 (99)	1,953 (82)	2,057 (97)	2,259 (110)	2,417 (110)
回転シート等					443 (38)	608 (111)	569 (120)	819 (142)	829 (142)	898 (172)	775 (170)	696 (167)
計	2,050 0	2,339 (223)	3,276 (672)	4,574 (1,557)	6,614 (2,368)	8,504 (3,472)	9,651 (4,095)	10,514 (4,329)	10,742 (4,310)	11,165 (4,310)	12,256 (4,715)	13,099 (5,204)

注1 （ ）内は軽自動車で、内数である。

注2 「寝台専用車」は、寝台を使用している者のみを輸送することができる車両のことをいう。

注3 「車椅子専用車」は、車椅子使用者のみを輸送することができる車両のことをいう。

注4 「兼用車」は、寝台を使用している者及び車椅子使用者のいずれをも輸送することができる車両のことをいう。

注5 「回転シート等」は、座席が回転等することにより、高齢者、障害者等が円滑に乗降することが可能な車両のことをいう。

注6 平成13年6月より、福祉輸送限定許可の場合のみ軽自動車の使用を許可しているが、13年度、14年度の軽自動車については、寝台専用車、車椅子専用車、兼用車の別に集計していないため、車椅子専用車に計上している。

注7 本集計の車両数については、基本方針の対象となる福祉タクシー車両についてのみ計上している。